

入札説明書

この入札説明書は、令和8年1月6日付け令和8年北海道警察本部告示第4号により公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

この入札を次のとおり実施する。

1 契約担当者等

支出負担行為担当者 北海道警察本部長 友井昌宏

2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア デジタル複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープルを除く。）の供給を含む。）一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）

イ 調達台数及び調達予定数量 52台及び1月当たり 814,000枚

(2) 調達をする物品等の仕様その他の明細

別紙1「要求仕様書」のとおり

(3) 契約期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納入場所（設置場所）

別紙2「複写機設置場所一覧」のとおり

3 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和7年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品等に関し、迅速な点検及び調整並びに消耗品の供給体制が整備されていることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていること証明した者であること。

4 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、3の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和8年1月6日（火）から同年2月18日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 別紙の申請書類を提出しなければならない。
なお、提出した関係書類に関し、契約担当者等から説明を求
められた場合は、それに応じなければならない。

ウ 申 請 書 類 の 提 出 先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目¹
北海道警察本部総務部会計課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所

北海道警察本部総務部会計課

6 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階 入札会場（送付に
よる場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道
警察本部総務部会計課）

(2) 入札日時 令和8年2月27日（金）午前10時30分（送付による場合は、同月26日（木）
午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

7 開札に立ち会う者に関する事項

(1) 入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければならない。

(2) 入札者又はその代理人が、開札に立ち会わない場合は、この入札事務に關係のない職
員を立ち会わせる。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこ
ととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求
めことがある。

(2) 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなる
おそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることが
ある。

9 落札者の決定方法

(1) 有効な入札をした者のうち、全ての入札金額（1月当たりの単価及び1枚当たりの単
価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第
151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（1月当たりの単価及び1枚当
たりの単価）の制限の範囲内であり、かつ、入札書記載の入札総価額（1月当たりの単価
及び1枚当たりの単価に調達予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低であるものを落
札者とする。

(2) 再度の入札に付し、落札者がないときは、次の方法により随意契約を行う。

ア すべての入札単価が最低である入札者がいる場合

当該最低入札者から見積書を徴する。

イ すべての入札単価が最低である入札者がいない場合

入札参加者のうち、入札単価にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額が少な
い順に2位までの者による見積合わせとする（上記合計額1位の者が2者以上の場合

は1位の者のみを、上記合計額1位の者が1者で2位の者が2者以上の場合は2位までの者すべてを参加させる。)。この場合、すべての見積価格(1月当たりの単価及び1枚当たりの単価)が、財務規則第151条第1項の規定により定められた予定価格(1月当たりの単価及び1枚当たりの単価)の範囲内の価格で、かつ、見積単価にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額が最低の見積りをした者(有効な見積に限る。)を契約の相手方とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- (2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

11 契約書作成の要否

要(落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。)

12 その他

(1) 無効入札

開札の時において、3に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及び公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 低入札価格調査の基準価格

設定していない。

(3) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額(1月当たりの単価及び1枚当たりの単価)とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること(消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)。

(4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課

イ 所 在 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目

ウ 電話番号 011-251-0110 内線 2254

(5) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(6) 入札の取りやめ又は延期

この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(7) 入札の変更又は取りやめ

この公告の内容は予定であり、変更すること又は取りやめることがあり得る。

(8) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(9) その他

入札に参加する者は、別紙の入札心得を承知すること。